

平成 30 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ル テ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 文 屋 仁 志
(コード番号：7215、東証第一部)
問 合 わ せ 先 専 務 執 行 役 員 篠 田 好 洋
TEL. 044-520-0290

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、関東財務局に提出しました平成 30 年 3 月期における内部統制報告書において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとの判断に基づき、下記のとおり、平成 30 年 3 月期における財務報告の開示すべき重要な不備がある旨掲載しましたので、お知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容及び当該事業年度末までに是正できなかった理由

① 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は平成 29 年 12 月下旬に内部監査で、長期滞留在庫の棚卸資産評価について疑義のあることが判明し、社内調査を行っておりましたが、1 月初旬に新たに中国の子会社（佛山発爾特克汽車零部件有限公司）の売上計上について疑義のあることが判明しました。

これらを受けて、平成 30 年 1 月 17 日に当社取締役会において、不正調査等に豊富な経験を有する弁護士及び公認会計士の外部専門家が委員として参画した特別調査委員会の設置を決議し、事実の解明及び原因の究明に着手しました。

また、疑義判明を受けて実施された平成 29 年 12 月 31 日の棚卸において、実地棚卸数量と帳簿在庫数量の不一致が確認され、実地棚卸数量入力時におけるデータ改竄の疑義が 1 月下旬に新たに判明したため、特別調査委員会が追加調査を行いました。

この結果、平成 30 年 3 月 13 日、特別調査委員会より調査報告書を受領し、棚卸資産の不適切な評価、中国子会社における売上計上の誤謬ならびに不適切な処理、実地棚卸数量入力時のデータ改竄等が判明したため、当社は、影響のある過年度決算を訂正するとともに、平成 25 年 3 月期から平成 29 年 3 月期までの有価証券報告書及び平成 28 年 3 月期の第 1 四半期から平成 30 年 3 月期の第 2 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を平成 30 年 3 月 14 日に提出しました。

訂正の原因となったこれらの事実は、過去から変革しきれていない企業風土の存在にもとづく行動や意識の問題、また各部門の間での相互理解の不足、さらに、棚卸資産について管理や評価に関する

内部統制に不備があったことに主な原因があります。

また、平成30年3月期の連結財務諸表について、米国子会社（FALTEC America, Inc.）における売上値引に係る会計処理を、監査人からの指摘により修正しました。この事実は部門間の情報の伝達に不備があったことが原因であります。

これらの当社及び中国子会社の全社的な内部統制の不備、また当社の決算・財務報告プロセス及び業務プロセスに関する内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

② 当該事業年度末までには是正できなかった理由

上記事実のうち、過年度決算を訂正するに至った内部統制の不備に関しては、調査報告書の提言を踏まえた以下の再発防止策を講じ、当事業年度末時点において実行に着手しておりますが、十分な運用期間を確保することができなかつたため、当事業年度末日までには是正することができませんでした。

- ・風通しの悪さの改善・部門間の相互理解の促進
- ・コンプライアンス意識の改革
- ・業務プロセスの改善及び見直し
 - 1) 棚卸差異の不適切な処理を回避する方策
 - 2) 売上値引の反映漏れを回避する方策
- ・内部監査、監査役監査の充実化

2. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、既に再発防止策を講じており、財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正してまいります。翌会計年度においては適切な内部統制を整備・運用する方針です。

3. 連結財務諸表等に与える影響

上記、開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て連結財務諸表に反映しております。

4. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上